

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
工場等判断基準ワーキンググループ（第1回）
議事録

日時：平成25年8月27日（火）15：00～17：28

場所：経済産業省本館17階 第1特別会議室

議題

- (1) 議事の取扱い及び審議事項について
- (2) 電気需要平準化時間帯の設定
- (3) 事業者が取り組むべき電気の需要の平準化に資する措置に関する指針について
- (4) 電気の需要の平準化を勘案した判断基準の見直しについて
- (5) 定期報告書様式の変更について
- (6) 荷主に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する指針について

議事内容

1. 開会

○福田省エネ課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会の第1回工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課長の福田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

去る7月1日をもちまして、当省におきまして審議会の見直しをいたしました。この結果、従来の省エネルギー基準部会、それから、省エネルギー部会、この2つを統合の上、省エネルギー・新エネルギー分科会、省エネルギー小委員会という形にいたしました。また、そのもとにあった各小委員会につきましてはワーキンググループという形で見直しをしております、この工場等判断基準小委員会、こちらもこのたび工場等判断基準ワーキンググループという形に名称変更しておりますので、ご報告させていただきます。

なお、本ワーキンググループの開催につきましては、本ワーキンググループが設置されている

省エネルギー小委員会、こちらのほうの中上英俊小委員長に事前に了承いただいております。

それでは、初めに事務局を代表いたしまして、省エネルギー・新エネルギー部長の木村より一言ご挨拶させていただきます。

○木村省エネ・新エネ部長

省エネルギー・新エネルギー部長の木村でございます。

本日はお忙しい中、このようにお集まりいただきまして、皆様方には大変感謝しております。どうもありがとうございました。

このワーキンググループでご議論いただくテーマでございますけれども、本年5月に制定いたしました改正省エネ法に基づく電力の負荷平準化対策を中心としたテーマを扱っていただくということになるわけでございます。

私ども、この省エネ法の改正には2年越しで取り組んでまいりました。エネルギー行政に携わる者としていたしましては、やはり一昨年の3・11東日本大震災、それから、福島第一原子力発電所の事故はどうしても忘れることができない非常に深い経験になっておるわけでございます。これによりまして、電力行政あるいはエネルギー行政全体のパラダイムの転換のようなものがあつたのではないかというふうにも思っております。ちょうど省エネ法の改正に取り組み始めましたが、その一昨年の秋以降ということございまして、まだ夏の節電対策、あるいは電力ピーク対策の記憶、経験も非常に生々しい中で、やはり無理して、我慢の省エネといったようなことが非常に批判もされ、産業界あるいは国民の皆様方に対しては非常にご不便あるいは無理なことをお願いしたという経験があるわけでございます。

その中で、現行の省エネ法との体系の齟齬といいますか、そういったものも明らかになってきたわけでございます。現行の省エネ法はあくまでもエネルギーの使用の合理化というものを軸に体系が組み立てられております。そのこと自体はこれからも非常に重要なテーマであるということは何ら変わりがないわけでございますけれども、当面やはり必要になる電力のピーク対策との調和のとれた推進というようなことで、事務局といたしましても今回知恵を絞りましたので、それにつきましてぜひご審議いただければというふうに思っております。

それから、今後2年あるいは3年といったスパンで、急速に技術あるいは社会のシステムといったものに大きな変化が見られることも事実でございます。例えばエネルギーマネジメントシステムが世の中に十分定着しているかどうかというのはともかくとして、やはりその萌芽があり、それが社会に広がりつつあるという状況がございます。こういった新しい技術であるとか社会システムといったものをしっかり定着させていく上でも、こういう制度が及ぼす影響というものやはり軽視できないものがあるのではないかとこのようにも思っておりまして、そういった面から

も今回の審議は非常に重要なものになるんじゃないかということで期待もし、かつ私どもとしても責任を感じているところでございます。

最終的に制度になりますので、どうしても一般的なものあるいは抽象化するといったことは避けられない面がございますし、どうしてもある程度割り切りのようなものが必要になってくるようなところもございませうけれども、そういったところも含めましていいものにしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見等をよろしくお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○福田省エネ課長

続きまして、お手元の資料の確認に移りたいと思います。

資料のほうは、まず配布資料一覧という一枚紙がございます。その次に議事次第、それから、委員名簿が1枚。さらに横書きの座席表、そのほか、今回の資料になりまして、資料1「議事の取扱い等について(案)」、それから、資料2「工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について(案)」、資料3、ちょっと厚くなりますけれども「電気需要平準化時間帯について(案)」、資料4「電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき措置に関する指針(告示)について(案)」、続きまして「電気需要平準化を勘案した判断基準等の見直しについて(案)」、これが資料5でございます。資料6として「定期報告書様式の変更について(案)」、最後に資料7として、「電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき措置に関する指針(告示)について(案)」、これは今度は事業者の荷主に対してのものです。

さらに参考資料といたしまして、お手元に、白表紙の法律の関係条文その他、それから、総合資源エネルギー調査会の省エネルギー部会中間取りまとめ。これは昨年2月のものがございます。最後に冊子として、省エネルギー法の概要というものがついていると思います。

もしも過不足等ございましたら、今でも、また途中でも結構でございますので、事務局のほうにお知らせいただければと思います。

さて、ワーキンググループの座長の選任につきましては、総合資源エネルギー調査会運営規程第13条第9項の規定により、小委員会の委員長が指名することとなっております。本ワーキンググループの座長につきましては、既に中上小委員長のご指名により、本ワーキンググループの前身の工場等判断基準小委員会の委員長をお願いしておりました東京電機大学工学部機械工学科の高村淑彦教授に引き続きお引き受けいただいております。

それでは、高村座長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○高村座長

座長を務めさせていただきます東京電機大学の高村でございます。よろしくお願いいたします。

さて、省エネ法では、前回の平成20年の改正におきまして、工場、事業場単位でのエネルギー管理から事業者単位のエネルギーマネジメントに転換しております。これは産業部門、業務部門共通で、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組を推進することを目的としたものであります。

今回の法改正では、新たに電気の需要の平準化という概念が追加されました。これは特に震災以降顕在化してきております電気の需給問題を踏まえまして、電気の需要が増大する季節とか時間帯に節電を実施した場合につきましても省エネ法上で適切に評価する、そのためにしっかり節電対策にも取り組んでいただきたいというものであります。これは、省エネ法の流れから見ますと、前回の事業者単位のエネルギーマネジメント、さらに進めて日本全体のエネルギーマネジメントに近づけていけないかという試みと言えます。

そこで、このワーキンググループでは、事業者の取組が我が国の電気の需要の平準化につながるよう、第一には実際に取組を行うべき時間帯、次にその時間帯に取り組むべき具体的な取組、最後にはその取組の報告方法、この3つについてご審議をいただくことにしております。

本日は議題が大変多いということで、予定としては3時間、長時間を予定しておりますけれども、できるだけ効率的に、また、多くの方々のご意見をお聞きしつつ進めていきたいと思っております。議事の進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

○福田省エネ課長

高村座長、ありがとうございます。

続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。委員の皆様につきましても、座長と同様に小委員会の委員長が指名することになっておりまして、既に中上小委員長にご指名いただいております。本日は初回ですので、本来ですと皆様から一言ずつご挨拶をいただくべきところですが、時間の関係がございますので、私からご紹介させていただくことに代えさせていただきたいと思っております。お手元の資料の中に、委員名簿と、それから座席表がございますので、これに従ってご紹介させていただきます。

まず、委員名簿の委員の一番上ですが、慶応義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授の伊香賀先生。本日はちょっと所用のため、遅れてのご参加を予定されております。

それから、東京大学生産技術研究所エネルギー工学連携研究センター准教授、岩船由美子様。本日は所用のため欠席となっております。

それから、東京工業大学特命教授・東京都市大学教授の柏木先生。柏木先生につきましても本日も所用のため欠席となっております。

それから、キャスター・千葉大学客員教授の木場弘子先生。本日は所用のため欠席となっております。

ります。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問の辰巳様でございます。

一般社団法人省エネルギーセンター執行理事の判治様でございます。

東京大学大学院工学系研究科教授の松橋様、本日所用のため欠席となっております。

東京大学社会科学研究所教授、松村先生でございます。

株式会社住環境計画研究所最高顧問研究員の村越様、本日所用のため欠席となっております。

一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の山下様でございます。

それから、本日はオブザーバーとして関連の業界の方々にも多数ご参加いただいております。

ご紹介させていただきます。

一般財団法人食品産業センター環境委員会副委員長の日吉様でございます。

石油連盟製造技術専門委員長の佐倉様でございます。

一般社団法人セメント協会生産・環境委員会幹事会幹事の稲津様でございます。

電気事業連合会業務部部長の明田様でございます。

一般社団法人日本化学工業協会技術部部長の笠井様でございます。

一般社団法人日本ガス協会エネルギーシステム部長の小林様でございます。

一般社団法人日本自動車工業会環境委員会工場環境部会部会長の江越様でございます。

一般社団法人日本ショッピングセンター協会情報企画部係長の塩澤様でございます。

日本スーパーマーケット協会管理渉外部部長の内藤様でございます。

日本製紙連合会エネルギー小委員会委員の藤井様でございます。

日本チェーンストア協会、イオン株式会社グループ環境・社会貢献部エキスパート、高橋様でございます。

一般社団法人日本鉄鋼連盟エネルギー・技術委員会委員長の中野様でございます。

一般社団法人日本電機工業会環境部長の脇様でございます。

一般社団法人日本ビルディング協会連合会事務局次長の金子様でございます。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長の片山様でございます。

社団法人日本ホテル協会副参事の橋本様でございます。

一般社団法人日本民営鉄道協会常務理事の北野様でございます。

一般社団法人不動産協会環境委員会委員長の碓氷様でございます。

以上、オブザーバーの方々にも、本日議論には参加をいただきたいと思っております。

それでは、ここからの議事の進行を高村座長にお願いしたいと思います。

高村座長、お願いします。

2. 議事

(1) 議事の取扱い及び審議事項について

○高村座長

それでは、議事次第に沿って進めてさせていただきます。

初めに議題1、議事の取扱い及び工場等判断基準ワーキンググループの審議事項につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

○羽原省エネ課長補佐

事務局の省エネ法の制度設計を担当しております省エネルギー対策課の課長補佐をしております羽原と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の取扱い等について、資料1をご確認いただけますでしょうか。

読み上げさせていただきます。

1. 本ワーキンググループは、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後1カ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

以上でございます。

続きまして、資料2の説明に移らせていただきます。

工場等判断基準ワーキンググループの審議事項についてでございます。

まず、開催の背景・趣旨でございますが、先ほど高村座長、また部長の木村のほうから挨拶にもあったとおりでございます。

今回の改正を受けて、省エネ法の体系の中にエネルギーの使用の合理化に加え、電気の需要の平準化の措置が加わることとなりました。こちらの電気の需要の平準化についての定義ですが、改正法の第2条において、電気の需要量の季節または時間帯による変動を縮小させることとなっております。

本件についての審議事項が2. のところでございます。改正省エネ法に基づき、我が国全体の電気需要平準化を図るため、以下の事項の具体的な策定について審議を行います。具体的な事項としては5つございます。(1) 電気需要平準化時間帯の設定、2ページ目でございます。

(2) 電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき措置に関する指針の策定。(3) 判断基準の見直し。こちらはエネルギー消費原単位が規定されたものでございまして、こちらの見直しをするということが重要な審議事項でございます。(4) 定期報告書様式の変更。以上が工場に係る電気需要平準化の措置でございます。

(5) がこれとはまた別の運輸部門に関する平準化対策の措置となっております。このたび運輸部門にも同様に措置が追加されたことを受けて、荷主事業者に係る電気需要平準化に関する措置についても議題とさせていただきます。

以上で、資料1、2の説明を終わります。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、議事の取扱い及び工場等判断基準ワーキンググループの審議事項についてご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。なお、ご発言を希望される方におかれましては、ネームプレートを立ててお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○福田省エネ課長

ここでマイクの使い方を説明させていただきます。お手元のマイク、一人一つにはなっておりますけれども、お近くのものをお使いいただいて、ボタンを1回押しますと、ちょうどこの緑色のランプがつくようになります。ご発言が終わりましたら、もう一度押していただきますと消えますので、そのようにお願いできればと思います。

ではご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○高村座長

特にございませんでしょうか。

それでは、資料1及び2につきましては、事務局の説明のとおりに進めさせていただきます。

(2) 電気需要平準化時間帯の設定について

○高村座長

続きまして、議題2、電気需要平準化時間帯の設定についてご審議いただきます。

まずは資料で、事務局より説明をお願いいたします。

○羽原省エネ課長補佐

電気需要平準化時間帯について、資料3に沿ってご説明させていただきます。

まず背景でございます。こちらは、「電気需要平準化時間帯」とは、省エネ法の第5条2項に

において「電気の需給の状況に照らし電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯」とされており。事業者は、この平準化時間帯の電気の使用量を新たに報告することとなります。

実際、この電気の需給の状況がどのような状況になっているのかについて、2. 以降で説明させていただきます。

まず、1つ目、期間についてでございます。2ページ目を見ていただけますでしょうか。

2ページ目の上の図1でございますが、こちらご確認いただきますとわかるとおり、電力会社6社の2012年の日最大需要の週間平均の推移を示したものでございます。日最大需要の週間平均が年間平均を超えるのは、見ていただけるとわかりますが、おおむね7月から9月の夏季と12月から3月の冬季となっております。

続きまして、(2) 時間帯についてでございます。2ページ目、また3ページ目にまたがって、夏季、冬季の2012年の各電力会社における最大需要日の電力使用率の推移が示されております。こちらの電力会社ごとの推移を平均したものが4ページ目、5ページ目に図がございます。まず4ページ目の図4ですが、こちらは2012年の夏季の電力使用率推移の全社平均値を示したものでございます。電力使用率の平均が74%となっております。その平均以上となる時間帯は8時～22時、また80%以上となる時間帯は9時～20時、90%以上となる時間帯は13時～16時となるのが見てわかるかと思えます。

続きまして、5ページ目の図5の冬季のグラフに移らせていただきます。こちらは冬季の電力使用率推移の全社平均値を示したものでございますが、平均が78%となっております。平均以上となる時間帯は夏季と同様、8時～22時、80%以上となる時間帯は8時～21時、90%以上となる時間帯はございません。

続きまして、曜日の説明に移らせていただきます。(3) でございます。6ページ目でございます2つのグラフが夏季、冬季のうち8月と1月のグラフとなっております。2011年及び2012年の日最大需要の推移を示しております。ご確認いただければわかりますが、赤い棒グラフのところが土日、お盆及び年始といった休日における最大需要となっております。同じ週の平日に比べて一、二割程度低くなっていることがわかるかと思えます。

以上、ご説明しました期間、時間帯、曜日の分析ですが、それをまとめた案が7ページ目の上段に書かれている時間帯の候補でございます。まず、①夏季の平日13時～16時、②夏季の平日9時～20時、冬季の平日8時～21時、③夏季・冬季の平日8時～22時の3つの案がございます。

これらの3つの案についてそれぞれ考察させていただければと思います。3. 以下でございます。まず、①の夏季の平日13時～16時の時間帯です。こちらは、電力会社が設定している電力料

金契約のうち13時～16時を含む時間帯は高い電力料金が設定されていることが多く、特に需要が高くなる時間帯ということが出来ます。ただし、8ページ目の図8をご確認いただけますでしょうか。こちら薄くちょっと真ん中に出ておりますが、13時～16時のところで枠を設定すると、その13時～16時以外の時間帯について、例えば10時～12時または16時～19時といったその時間帯の電力使用率が90%を超えている電力会社もございます。つまり、必ずしも13時～16時の時間帯のみに電気の需要が特に高くなっているとは言えない。また、事業者が13時～16時前後の時間帯に電気の需要をシフトした場合、その前後の時間帯の需要を過度に高めてしまうということが懸念されるということが挙げられます。

続きまして、②の夏季の平日9時～20時、冬季の平日8時～21時の時間帯でございます。こちらは、2011年度以降、政府が毎年夏・冬において節電要請をしている期間・時間とおおむね整合していると言えます。具体的な政府の節電要請時間は、夏季ですと平日の9時～20時、冬季ですと平日の9時～21時となっております。そのうち北海道と九州については8時～21時となっておりますので、一部異なるところはございますがおおむね整合しているということが言えます。こういったことから一日の中で需要が比較的高くなる時間帯であるということが言えます。

続きまして、8ページ目の上の③夏季・冬季の平日8時～22時の案でございます。こちらは電気使用率が平均以上となっている時間帯でございます。また、電力会社の季節別、時間帯別料金契約においても高い電力料金が設定されている時間帯となっております。そういった観点から、電力使用率が平均以上は高い時間帯であることがわかります。ただし、その下の図8を見ていただければわかると思いますが、これらの時間帯については一部の電力会社において、電力使用率が全時間の平均を下回っているという結果が出ております。このため、電気需要平準化を求める必要性が相対的に乏しいと考えられる時間帯を含んでしまうとも考えられます。

以上、図8の下ですけれども、①から③までの考察を踏まえた事務局の案が、8ページの下、以下に書いてあることでございます。

まず、電気需要平準化時間帯は、事業者が電気の需要をシフトさせたとしても、ほかの時間帯における電気の需要を過度に高めることはないように設定される必要があると考えられます。この観点からいいますと、①の案というよりは②、③が妥当であると考えられます。

続きまして、9ページの上段の1番目の黒ボツのところですけれども、それでは②、③の案、どちらがいいかという比較でございますけれども、③の時間帯についていえば、先ほど考察しましたとおり、電気需要平準化を求める必要性が相対的に乏しいと考えられる時間帯を含んでしまうこと。また、②の時間帯について言及すれば、節電要請をしていた時間帯とおおむね一致しているものですから、事業者が既に一定の対策を講じてきたことということを踏まえると、②の夏

季平日9時～20時、冬季の平日8時～21時を電気需要平準化時間帯として設定するということが一案としてございます。こちらについて、②、③、または①も含めて、いろいろご議論いただければと思うのですが、事務局としては以上のような考察としております。

以上が時間帯についての説明でございます。

4. 以下が、実際に電気需要平準化時間帯の電気使用量を計測するに当たって、時間帯を設定したとしても把握できない事業者が出てくるというところについての配慮でございます。昨年、当省で実施したアンケート結果による推計によりますと、1時間単位で買電量を把握可能な事業者の電気使用量の割合は、電気使用量ベースで52%となっております。逆に言いますと、残り48%の事業者については1時間ごとの買電量がわからないため、電気需要平準化時間帯の電気使用量を把握できない可能性が高いという問題点がございます。

こういった事業者が実際に定期報告するに当たっての代替措置を設定する等の配慮が必要ではないかということで、10ページ目の最後のところでございますけれども、代替措置の案を2つ設けさせていただきました。具体的には電力会社からもらうことができる検針票の値を用いることにより、昼間の買電量が把握可能な場合、この場合は夏季・冬季における8時～22時の昼間の買電量を電気需要平準化時間帯の買電量とみなして報告すること。また、さらに昼夜間別の電力使用量についても計測できない場合については、夏季・冬季における全ての買電量を電気需要平準化時間帯の買電量として報告するといった代替措置が考えられますが、こういったところについてご議論いただければと思います。

以上で資料3の説明を終わらせていただきます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。先ほどの①、②、③という選択肢がありますので、それにつきましてそれぞれご意見あるいはご質問をいただければと思います。

判治委員、お願いします。

○判治委員

省エネセンターの判治でございます。時間帯の話でございますけれども、平成20年の改正で事業者単位規制になりまして、特定事業者は、必ずしもエネルギー管理指定工場でないところも全てエネルギー使用量を把握し国に報告するというをやっております、私どもの賛助会員が二千何百社ございますが、会員のいろいろなご意見によると、大変な作業であるということをよく聞きます。

今回、事務局の案の9時～20時というようなことになった場合、現在定期報告で事業者が報告している8時～22時とは、時間の数としては二、三時間しか変わらないところを、集計し直さなければならず、さらにそれを1.5倍して、全社を取りまとめ報告するという事は、かなり事業者として負担が増えるのではと心配しております。負荷平準化時間帯としては80%以上の負荷を考えた場合この時間帯は、理解できるんですが、事業者の業務負荷を考えたとき現在定期報告で報告をしている8時～22時の使用量をうまく利用できないかというところのご検討をお願いできればと思っております。

○高村座長

今、1.5倍とありましたけれども、まだそれは決まっていなくて、これから決めていただくということです。

○判治委員

すいません、先走りました。

○高村座長

今のご意見ですと、選択肢の中では③がいいんだらうということですね。
では、中野オブザーバーからお願いします。

○中野オブザーバー

鉄鋼連盟の中野でございます。結論は同じでございます、ぜひ8時～22時でお願いしたいというものでございます。

確かにこのカーブを見ますと、わずかにお尻のほうが少し切れているんですが、もともとのこのピーク時間帯の設定が計画停電防止という色彩が非常に濃かったのではないかと思うんですけども、多分今回の見直しは全体的に昼間の電力負荷を下げるという、その趣旨からいいますと、8割をとればこうですけれども、7割をとれば8時～22時でもいいわけで、これは電気料金の体系にも合っておりますし、省エネ法の体系にも合っているということで、事業者の事務処理の工数から考えましても、また、実質的に電力会社とのいろいろなやりとりにつきましても都合がいいので、ぜひ8時～22時でお願いしたいと思います。

以上です。

○高村座長

どうもありがとうございました。そのほかのご意見、いかがでしょうか。
山下委員、お願いします。

○山下委員

ありがとうございます。先ほどからの二人のご意見を聞く前は、こちらに参るまで②でもよろ

しいのかなというふうに実は考えておりました。ただし、その理由は若干消極的でございます、③にその料金制度で22時以降に促す、8時～22時以外のところに促すものがあるのであれば、仮に2と決めたとしても、さらに上乘せがあるのかなということで、②にしたとしても、料金制度でさらに促される可能性があるという意味で②でもよろしいのかなと思って参りました。けれども、企業者のご負担を軽減するというご意見をお聞きいたしますと③でよろしいのかなというふうに改めて思いました。

以上でございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。時間帯の話ばかり、今やっているというわけではなくて全体でよろしいですか。私は後ろのほうのことに関心があったんですけども。

○高村座長

時間帯の話についてお願いします。

○辰巳委員

では、後で聞きます。

○高村座長

このほか、時間帯につきまして、いかがでしょうか。①、②、③のどれにするかということですが。

高橋オブザーバー、お願いします。

○高橋オブザーバー

時間帯そのものではないんですが、曜日のほうなんです、私はチェーン協会を代表して参りましたが、小売業はむしろ土日の来客数が多くてエネルギー使用量も高くなるということで、各店舗でもピークも今までピーク対策しているんですが、土日とか祝日の来店客の多いときのピークをいかに下げるかということをやってきているんですが、そうではない、平日を対象にするということになると、別にまたもう一つ管理をしなくてはならなくなりますので、その曜日をこういうふうに平日というふうに規定しなければいけないのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○高村座長

それにつきましてはお願いします。

○福田省エネ課長

まず、今の曜日を設定しなくちゃいけないのかというご質問なんですけれども、この電気の需要平準化を進めるというのは、この資料の中でもグラフが幾つか出てきましたように、小口の事業者のところそれぞれを平らにするというのではなくて、むしろ日本全体でピークになっているところをいかに抑えるかということです。ご指摘のとおり小売業ですともしかしたら土日のほうが多くなるケースもあるかもしれませんが、それよりはむしろ実際に日本全体でみると土日よりも平日のほうがピークが立っているということを踏まえ、やはり平日のほうでやっていただきたい。そうしないと、全国で逆の形にしまうと逆の効果が出てしまうので、その点をご理解いただければと思います。

それから、先ほど来ちょっとご意見が出ております②か③かという話について、ちょっと説明ではしってしまったところがありましたので、ここは情報として改めてお伝えしたいと思います。資料9ページをごらんいただけますでしょうか。

9ページの4. でこの配慮についてのご説明をさせていただきました。上の一つ目、一定程度まだ把握できない人が存在する。アンケート結果では52%の電気使用量が把握でき、48%が把握できないと、ここまではご説明いたしました。その下のところをちょっとはしってしまったので、この情報も含めてご議論いただければと思います。

ご指摘のとおり電力会社のほうでは料金設定をしておりますので、この検針票等から8時～22時、ここで切ればそれがわかるという、そういった方々もおられます。ただ、これについて私どもに報告をいただいている定期報告書で見ますと、これによって割合がどのくらいふえるかというと、せいぜい60%の電力使用量にふえていく。52%から60%に増えるというのが実際の結果でございます。もちろん、これでも把握できる、それによって軽減される方はふえることは事実なんです。この点をどう考えるかというところで一つ情報を提供しておきたいと思っております。

それから、既に皆さんご存じだと思いますが、最後の4. 例えばのところでございますけれども、従来の定期報告でも昼と夜わからないという方がおられます。それから、先ほど判治さんからご紹介があったように、事業者単位にしたときに個別の小さい事務所まで把握できないという場合もあります。このケースにつきましてはもう昼夜分けなくて全部昼という形にしておいてくださいと、そういう形での報告を運用上、求めております。逆に言いますと、そこまでやっているので、今回についてももちろんわからないという方は同じように全部昼にしてくださいと。ただ、季節については、普通の夏冬はちゃんと見てくださいねと。そうすると、少なくとも季節間のピークシフトはできるんじゃないか。そういう考えでこのような提案に至っております。

ちょっとこの点も含めてご意見をいただければと思います。

○高村座長

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。先ほどはちょっと勘違いしていて。

今、時間帯毎の電気の使用量を把握できない事業者が多いというお話がありました。それもかなりの比率ですよ、全体の半分近いということは。だから、そういう意味ではまずこの使用量を把握するというのがすごく重要だと思っています。やっぱり見える化ですね。それをやるに当たっての技術は、実際はもう既にあるわけで、結局、それをやっていない事業者の人たちは、コストの関係なのかもしれませんね、私が勝手に想像するに。これからスマートメーターが家庭にまで普及するという時代でもあるのに、こちらのほうを放置してというか、今のままで余りご迷惑をおかけしないようにという前提で進めるというのが、私は、もっと何かできないのかなというふうに思っています。

自分でスマートメーターの計算ができないとか、あるいはその設置ができないということならば、例えば、電力会社さんのサービスとして、検針票の中でちゃんと時間を分けて消費電力量を出してもらおうかというお話というのは出てこないのでしょうか。とにかく、もっときちんと把握するべきだろうと私は思います。家庭での省エネもこれから見える化し、自分たちで省エネしていこうという時代にあって、すみません。ここでこんなことを言ったら怒られるかもしれませんが、でも仕事として事業をしておられる方たちが、それはやっぱり頑張ってもらってほしいなと思います。その52%というのは余りにも寂しいなというふうに思ったんです。先ほどそれが言いたかったんです。

○高村座長

どうもすみませんでした。

○辰巳委員

関係なくてすみません。

で、もう少し。電力業界の方に、そういうサービスができないのかというのが、料金を分けて取っているわけですよ。そのことをどうしてできないのかなとすごく私は不思議に思っているんで、私が間違っているのかもしれませんけれども、教えていただきたいなと思いました。

以上です。

○高村座長

では、明田オブザーバー、お願いします。

○明田オブザーバー

すみません。ちょっと電力業界ということでお尋ねいただいたものですから、少しコメントさせていただきます。

現状を申し上げますと、高圧以上のメーターにおきましては、ちょっと技術的な話になるんですけども、パルスというものを発信するような機能がおおむねついてございます。ただ、これは事業者の方々のほうでそれを受け取って管理するということをしていただかないと、そのデータのところまでつながっていかない。そもそもそういったものを用意している趣旨は、実量制ということがございまして、そういうところから用意はしてございますので。今ここで52%把握されているというのは、恐らくそんなものもご利用されながら事業者様のほうでやられているところかというふうに考えております。

それともう一つ、低圧でございますが、低圧はもう実態としましては、決められた時間帯で把握するというのはほとんどできないというのが今の現状でございます。円盤型のやつはもちろんそうですし、それから、時間帯別の計器もございますけれども、これ自体はそのメニューによって時間帯を全て設定してございますので、必ずしもここで指定された時間帯に合うというものでございまして、それができないというのが実態でございます。ということですので、先ほどスマートメーターというお話もございましたけれども、スマートメーターというのも当然各社とも料金審査のところでも、辰巳委員が出ておられたところでも、導入に対してコミットされたり、前向きに取り組んでまいりたいというところで検討しているわけではございますけれども、これも一足飛びにできることでもございませぬので、ちょっと現状をご紹介させていただきました。

以上でございます。

○高村座長

どうもありがとうございます。

松村委員、お願いします。

○松村委員

事務手続などで膨大なコストをかけるのは、事業者数からしても社会的に大きな費用になると思いますので、事業者の方から③のほうがずっと対処しやすいということであれば、私も反対する理由はありません。

ただ、若干納得いかないのは、現状はそうだというのはわかるのですが、日本は、少なくとも大口のところのメーターは十分スマートになっていたはずなのではなかったのか。そもそもその使用量のデータなんて30分単位で、あるいはもっと細かい単位だって、本来十分スマートであれば可能だと思います。それを当然にデジタルデータで、データは当然お客のものなので、一々電力会社と交渉しなくたって当然に入手でき、簡単に変換して入力できて、直ちに計算できるとい

う状況になっているのが当たり前だと私は思います。残念ながらそういう状況に今になっていないということ自体が大きな問題なのではないかと思えます。

スマートメーターは今色々なところで議論されています。議論されているのは主に家庭用のスマートメーターで、件数からすれば大口に比して桁が違うはずですから、ここまでやるということだとすると一定の時間がかかり、一定のロードマップをきちんと考えていきながら、コストミニマムを考えていくというのはわかるのです。しかし1桁少ない数のところでどうしてこんなにもたもたしているのか。カバー率を電気の使用量でみるとすれば、家庭用以外をスマート化していけば、はるかに手っ取り早く目標を達成できるはずなので、どうしてできないのかというのに関しては、私はまだ納得できていない部分があります。しかしこの問題はここで議論することではなく、恐らく別のところで、近々あるはずのスマートメーター制度検討会だとかそういうところで議論することになると思います。そのときにはここで出てきた意見も踏まえて、現状は事業者にも物すごく大きな負担をかけるほどブアな設備しかできていないのだということを前提として、他の場で議論していかなければならないと思いました。

以上です。

○高村座長

どうもありがとうございました。

山下委員、お願いします。

○山下委員

今の辰巳委員のご意見も、それから、松村委員のご意見も震災後の状況を鑑み、かつ木村部長の冒頭のご発言を考えますと当然のご意見かと思えます。

ただ、一方でこのエネルギー使用合理化法というのは長い歴史を持っている中で、全体量、エネルギー消費量そのものの合理化を図るという法律で出発していた中で、その時々時代の要請あるいは社会の変化を踏まえて、柔軟に事業者あるいは事業場、工場の自立的な省エネルギーの取組を進めてあげるという精神に基づいて制定されている法律かというふうに理解しております。また、その精神そのものが日本を省エネルギーのフロントランナーに育て上げてきた重要な枠組みだというふうに考えております。先ほど来のご意見は非常に重要なことだと思いますし、それを包み込むような形で、この省エネルギー法の今回の改正というのが、条文ができておりますので、その点しっかりほかの審議会等での意見を踏まえつつ、社会全体がその仕組みを生かせるようなシステムを整えるところまでいくことを望んでやみません。

以上、コメントでございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

ではそのほかは、確氷オブザーバー、よろしくお願いします。

○確氷オブザーバー

不動産協会の確氷でございます。

先ほどの電気使用量を把握できない事業者への配慮という中で、実際に震災以来、新しく建設されたある程度のビルにつきましては把握できるような体制のシステムでつくられているケースが多くなってきています。ただ、既存の建物につきましては、各テナントごとまで把握できるような方向の、BEMSというビルのエネルギーマネジメントシステム、これに取り組む国としての推進もありますけれども、進捗度合いがまだまだ少ない。どうしても中小の関係までは難しい。そんな中で今後各ビルのテナントまで細かく把握していかなくちゃいけない。

例えば特定事業者にならない中のビルオーナーも、特定事業者のテナントさんが入っていれば、それに対して開示していかなくちゃいけない。ただ現状この数値もなかなか出せないという中で、前回の中間報告について、協会としてもなかなかその時間単位で見られないものについては検討をお願いしていました。今回は代替という方式の検討案が出たかと思います。協会としてもできる限りBEMSを推進する考え方で取り組んでいますが、やはりコストのかかる問題です。通常の住宅に比べましても金額としては非常に高額になってきます。それを中小のオーナーがコストバランスまで考えて入れられる現状かという、なかなか難しい現実はあると思います。

そういう状況の中で、今回の時間帯、やはり把握できないというところもありますので、この代替という方式についてはうまい仕組みだと思います。ただ今後の運用含め検討をしていただければと思っています。

また、これから先の項目にはなるんでしょうけれども、その代替にした場合に、全部屋の時間帯になってきますと、今までの省エネ法に基づきます報告書の提出の原単位の数字が大きく変わってくるのかどうか。少し不安なところがありますので、教えていただければと思います。

以上でございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。今までの原単位は、特には変わってこないのですよね。

○羽原省エネ課長補佐

すみません。後ほど資料の5に沿ってご説明させていただきますけれども、こちらの8時～22時とした場合の試算をしておりますが、原単位の結論のところは大きく変更はございません。

○高村座長

それでは、片山オブザーバー、お願いします。

○片山オブザーバー

ありがとうございます。質問なのですけれども、まず一点は9ページの4番、先ほどから議論になっています、52%と48%とあると思いますが、これが事業者ではなく事業所で考えたときに、どれくらいが把握できているかというのが、もしわかれば教えていただきたいんです。

というのは、前回の見直しでフランチャイズの店舗も報告の対象になりましたが、例えばコンビニであれば全国で5万店あります。しかし、その中で時間帯別のデータを捕捉できているところは非常に少ないと思います。つまり、事業所で考えたときには、かなり比率が変わるのでないかということです。

もう一点は、店舗の中にはスマートメーターを入れて捕捉できているところもあるのですが、各チェーン本部がまとめて報告するときに、サンプル的なデータで全体を推計しても良いのか、この2点を教えていただければと思います。

○福田省エネ課長

まず事務所ベースにしたかどうかということなのですが、当然ながら、電気の使用量は、たくさん使う方もおられますので、これよりもたくさんの事業所が把握できないということになります。これを事業者ベースにしたときに、大きい工場だけではなくて、例えば支社とかオフィスビルとかそういうところも含んできますので、件数にすると10%に満たないぐらいしか、拠点ベースでの数でいいますと把握できないということになります。ただ、一方で52%把握できるというのは、これはこれで把握量としては特にピークの量を考えますと効果はあると思います。

それから、後半のほうは何でしたっけ。

○片山オブザーバー

サンプル的に把握したもので推計して、報告しても良いのか、ということです。

○福田省エネ課長

現在の運用もこういう形で必ず把握しなさいということにはなっていないと思います。今のエネルギー使用量もですね。それを考えますと、当然ある程度妥当な方法で推計したということであれば、それを否定するものではないということになると思います。

○高村座長

では大体ご意見を伺ったということですが、今までのご意見を伺っていますと、今回を機会に、本当は細かくはかれるような体制を整えるべきではあるけれども、現状を考えると余りにも事業者に負担がかかり過ぎるということで、選択肢の①、②、③の中の③にしたかどうかというご意見が多いようですけれども、いかがでしょうか。

それでは、資料3につきましては③を中心に検討していただくということにしたいと思います。

(3) 事業者が取り組むべき電気の需要の平準化に資する措置に関する指針について

○高村座長

それでは次の議題3、事業者が取り組むべき電気の需要平準化に資する措置に関する指針、これにつきましてご審議をいただきます。

まずは事務局より資料で説明をお願いします。

○羽原省エネ課長補佐

電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき措置に関する指針について、資料4に沿ってご説明させていただきます。

まず、こちらの指針ですが、改正省エネ法第5条第2項において、電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、公表することとされております。こちらは、我が国全体の電気需要平準化の観点から、事業者が具体的にどのような措置について取り組めばいいのかについて規定しているものでございます。

具体的な指針の中身について、2. のところでご説明させていただきます。まず指針の構成です。前段がございまして、その後、「1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換」、こちらは燃料転換のことを言っております。「2 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更」、こちらは電気需要の時間のシフトを言っております。及び「3 その他事業者が取り組むべき措置」の4つの構成となっております。それぞれのパートについて以下でご説明させていただきます。

まず、前段において規定することですが、事業者が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たり、特に重要かつ共通的な事項について定めることとしております。具体的な事項がその下に掲げられてございます。電気需要平準化に資する措置とエネルギー使用の合理化の関係でございまして。こちらは具体的にはページをめくっていただいて、別添の指針の案を用意してございまして、こちらに沿ってご説明させていただければと思います。

まず本来、指針は電気の需要の平準化の指針であります。エネルギーの使用の合理化も同時に図ることが重要との観点から、前段の一番上のところ、2行目ですが「事業者は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の平準化に資する措置の実施を図るものとする」という規定を入れさせていただいております。また、前段の中断のところ、「ただし」ということで留意事項を設けております。「ただし、電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギー

の使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講ずるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする」という留意事項を入れさせていただきました。

ページを戻っていただきまして、概要のところでございます。前段においては電気需要平準化時間帯、先ほどご議論いただいた案の3のところについてですね。こちらを規定することとしております。さらにその次に、事業者が電気需要平準化に取り組むに当たっての方針の策定及び時間帯別の電気使用量の把握並びに電気需要平準化評価原単位、こちらは資料5で説明させていただく新しいエネルギー消費原単位のことですけれども、こちらを目標とした電気需要平準化に資する措置の実施を規定してございます。さらに、その前段の最後のところとして、留意すべき事項として、先ほどご説明しました「ただし」以下のエネルギー使用の合理化を著しく妨げないこと、また、地域の需給状況に応じて適切に対応すること。こちらは例えば冬の北海道など1日の電気の需要量がほぼ一定の量で推移している場合、電気需要のシフトをしてしまうと、平準化時間帯以外の時間帯に電気の需要がさらに高くなってしまうことから、そういったことがないように実際の措置を講ずるに当たっては、地域の需給状況を踏まえて対応していただきたいということを規定しているものです。

さらに、最後のところとして、労働環境の悪化や従業員の負担の増加につながらないようにすることという前提を置かせていただきました。

続きまして、具体的に事業者が取り組むことが推奨される措置でございます。まず、1. の燃料転換でございますが、コージェネ、またモノジェネ、発電専用設備ですね。そういった自家発電設備の活用や、電気を用いた空調から燃料や熱を利用した空調などの熱源の変更について、設備の設置や運用に関する事項を規定しております。こちら、モノジェネのところについてちょっと具体的に指針案を見ながらご説明させていただければと思います。

指針案の別添の2ページ目の(2) 発電専用設備のところでございます。アのところで、発電専用設備の導入の検討について規定しております。さらに、発電の専用設備を導入するに当たっての留意事項として、電気の需要の実績及び将来の見通しについて十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとすることや、ウとして、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、著しくこれを下回らないものとするということの規定しております。ウは、我が国全体のエネルギーの使用の合理化の観点からそこまで悪いものは入れないでくださいということの規定しているものです。また、エとして、運用時の話ですが、定期点検は、平準化時間帯以外の時間帯に実施すること。例えば春や秋に定期点検を実施することで、平準化時間帯において発電ができるように努めてくださいというものを規定しております。また、オとして、これは逼迫時

のことですけれども、需給がもし逼迫した状況であるならば、エネルギーの使用の合理化が一時的に後退するとしても運転することに努めてくださいということで書いております。

以上が発電専用設備の一例でございます。

ページを戻っていただきまして、概要の2ページ目でございます。

2. が電気需要の時間帯のシフトについて規定したところでございます。例えば、電気を消費する機械器具の作業時間の変更、例えば自動販売機のエコベンダーなど、平準化時間帯より前にしっかり冷やしてやることによって、平準化時間帯の系統電力の負荷を下げるとような措置でしたり、蓄電池、蓄熱システム等を利用し、夜間に充電をしておくことで昼間放電をする。そうすることによって、電気の需要の平準化に資する措置につながるようなことを規定しております。さらに、3. でございますが、その他事業者が取り組むべき措置を規定しております。具体的には一つ目として、エネルギーの使用の合理化に関する措置でございます。こちら、判断基準告示に既に規定されておりますエネルギーの使用の合理化について、こちらは電気の需要平準化時間帯に実施していただくことそのものが、電気需要平準化に大きく貢献することになりますので、そのことについて規定しております。さらに、こちらの電気需要平準化に定量的に取り組むという観点から、電気の使用量の計測管理の徹底についても改めて規定しております。

続きまして最後のところについては、事業者個々で電気需要平準化に取り組むのはなかなか知見もなく難しいということもございますので、そこは専門的な知見を有するBEMSアグリゲータ等の、そういったサービスの活用もご検討くださいということを規定しております。

以上で資料4の指針についての説明を終わらせていただきます。

○高村座長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いしたいと思います。

○判治委員

すみません。この指針の表現というか、個別にいきますと、2ページの(2)のオの、(1)もオの部分があるんですけれども。

○高村座長

別添のほうですか。

○判治委員

別添の資料でございます。別添の2ページのオの部分ですね。(1)と(2)のオの部分。要するに需給が逼迫した状況では省エネにならなくても、省電力しろと、こういうふうに見えるわけでございますが、もともとこれはエネルギー使用合理化の法律なのにここまで書いていいのか

なという思いがちょっとございまして、気持ちはよくわかるんでございますが、この後の、先ほどちょっと先走りしましたけれども、その評価をどうするかという、係数を掛けるとか掛けないとかという問題にも絡む話でございましてけれども、もともとそういう係数を、意味のある係数をして、あらかじめ平準化時間帯の使用量で省電力、節電をすれば、社会全体としては省エネルギーになるよという前提でやっているんですから、ここであえて効率が悪くなるからというのを言わなくてもいいんじゃないかなという気がしてしょうがないんです。

○高村座長

入れた思いというか、何か入れなくてはいけないと考えた趣旨についてお願いします。

○羽原省エネ課長補佐

この入れた趣旨なんですけれども、もともと指針が、定めるに当たって、我が国全体の需給状況を鑑みて設定するということになっておりますので、どういった需給状況なのかということ踏まえた指針にすればいいのかなと考えておりました。そういった観点から、その需給状況というのは、現在は結構落ちついてきてはおりますが、実際逼迫してきた場合に事業者はどのような対応をすればいいのかというところについて、具体的な規定を入れることで、それ以外の、ふだんはそこまでエネルギーの使用の合理化が一時的に後退するようなどころまでやらなくていいですよということを改めて明示したというような位置づけのものでございます。

○判治委員

「逼迫した状況」というふうに書くと、「逼迫した状況」ってどういう状況なのということを明示しないと事業者にはわからないとも思います。

○高村座長

どうもありがとうございました。

では、辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

質問になるのかもしれないのですが、電気の需要が平準化されることによって、ピークが立つところの発電量を下げることになるんですね、きっと。そうすると、もしかすると、今おっしゃっている需給の逼迫というのが起こる可能性は、今は起こっていないけれども、それはピークのところでどんどん発電しているからであって、これの本来の目的は平準化して、発電量を減らそうという話につながるのかと私は思いますもので、そうすると需要の逼迫というのが起こることがあり得ると私は考えるんですね。そうすると、需給が逼迫したらどうしたらいいんだろうという話があり得るような気がするんです。今は大丈夫だから要らないんじゃないかということと、ちょっと私も必要かどうかわからないんですけれども、そういう状況を想定しているんだろうな

というふうに読んだんですけども、いかがですかというか、質問ですね。

○福田省エネ課長

思想としては中長期的には辰巳委員ご指摘のとおり、ピークがならされていて、それで全体も減っていくということなんです、今回どっちかという、今現時点でピーク対策をしようとすると、例えば後で出てきます蓄電池ですと、充電のときのエネルギーよりも放電エネルギーが残念ながら小さいので、これは残念ながらトータルで見ると増エネになってしまう。では、やめろというのかというところの矛盾を解消しようということなので、短期的に見ると残念ながら多少の増エネのみ込もうというのが今回の改正の趣旨かと思います。ただ、将来的にそれがずっと累積していったら、平らになったけれども全体がふえちゃいましたということだとすると、これはエネルギーの使用の合理化どころではなくなるので、それは厳に慎むというか「著しく妨げない」という表現でちょっと表現してみたというところでございます。

それから、判治委員のご質問、逆質問的になっちゃうんですけども、ご指摘はこの「エネルギー使用の合理化が一時的に後退するとしても」とわざわざ言わなくていいんじゃないかという意味じゃなくて、そもそもこれは要らないんじゃないかと、そっちのほうですか。このフレーズ自身が要らないんじゃないかということかなと理解したんですけども、違いますか。

○判治委員

いろいろ検討させていただいた中では、このオの項目が実際は不要ではないかということです。

○高村座長

項目自体不要ということですか。わかりました。

では、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

オの項目は、(1)も(2)も恐らく蓄電池のような恒常的に使うものを念頭に置いているのではなく、もちろん発電機ですよ。恒常的に置いていて、恒常的に使っているものであって、これを使うと一時的にも後退するなどということがあったら、恒常的に使っている時点で後退しているわけですから、そもそもオに該当しないわけです。だから例えば発電効率が非常に低くなっている発電機で、したがって通常は動かしていないようなものでも、本当に日本中の電気をかき集めないと計画停電になりますなんていうような事態のときには、エネルギー効率が、例えば平常時の系統電力の平均的なエネルギー効率よりも著しく落ちたとしても、動かしてくださいという、そういう類のことなのかと私は思っていました。

だから、本当に文字通り、非常事態しか念頭に置いていないということが、もしこの文章ではきちんと伝わらないとすると、ちょっとまずいかなとは思いました。

以上です。

○高村座長

どうもありがとうございました。そうすると、この項目を残すのであれば、もう少しわかりやすいというか、誤解しないような表現に変えていただきたいということだと思います。

山下委員、お願いします。

○山下委員

ありがとうございます。私も松村委員と同様の印象を持っているんですけども、やはり極めて非常な事態のときには、計画停電も含めていろいろな非常事態宣言のようなものが当然出されると思われまので、そのときにはきちんと対応してくださいねという意味合いの条文かなというふうに読むのであれば残してもいいと思うんですけども、そうでない場合はこれだけを素朴に読んだときには、実は1%の目標達成ができないときの言いわけにするのにちょうど都合のいい理由というふうにも読めてしまう。その点では判治委員の懸念を共有いたします。

○高村座長

伊香賀委員、お願いします。

○伊香賀委員

資料4の2ページの2行目ですけれども、労働環境の悪化や従業員の負担の増加につながらないよということ、同様の文面は別添の1ページにもございまして、この記述は非常に重要な一文だと思っておりますが、例えば夏の過度の節電で、ビル管法なり法律を越えるような、かなり暑過ぎる環境で無理に働いて、知的生産性を落とすとかということが問題になっているわけですが、この一文に沿う形で何らかのガイドラインというものについては定めるお考えはあるでしょうか。民間以上に、国とか地方公共団体の庁舎では、特に過度なことが行われているのが実態で、やはりそういう状態を長く続けると余り好ましいことではないという懸念がございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。これについてはいかがでしょうか。○福田省エネ課長

この辺でちょっと。今、ご指摘の別添の1ページ目、前書きの最後の労働環境の悪化の部分というのは、この趣旨ともう一つ。ここから先の部分ではどっちかという、この設備、この設備、この設備という形になっているのでなかなかはまる部分がないんですが、実はしっかりはまる部分がございます、3ページ目の2. 時間のシフトの部分ですね。特に機械器具の作業時間を変更するという部分。ここにつきましては、(1)の3ページ、2-1の(1)のイのところ、
「電気加熱設備、電動力応用設備等の産業用機械器具を有する場合には」、ここで「労働環境の悪化や従業員負担の増加につながらないよう十分留意の上」と、この部分で改めて個別にも強調

しておるといところでございます。

○伊香賀委員

この工場等の労働環境の一部はここでカバーできたのはわかりました。一般のオフィスとかその他のビル関係も含まれる表現にしていただければと思います。

○高村座長

ここは工場を主にしているからビルが入っていないんじゃないかというご指摘でしょうか。

○伊香賀委員

いや。ビルも扱われているということは当然承知しておりますが。

○高村座長

この部分にビルに関する分が少し足りないんじゃないかなというご指摘でしょうか。もう少し書き加えたほうがいいだろうというご意見ですか。

○伊香賀委員

今回のこの指針、この本文としてはこの記述が限度であろうとは思いますが、これに付随する解説などで少しケアしていただければと思います。

○高村座長

そうですね。注意していただきたいという。

○伊香賀委員

解説レベルではないかと思えます。

○日吉オブザーバー

すみません、今の件、ちょっと関連なんです。食品産業なんですけれども、やはり事業所としてはかなり小さいところが多いですね。私どもの食品産業では、極論すると、いわゆるピークカットそのものを余り知らないようなところも場合によってはあると思うんですね。今のような話と同じように、ピークカットをするということとか、その方法論であるとか、あるいは少し詳しい、そういう情報を開示していただきたいなという希望があります。それはこの中で入るのか、先ほどおっしゃったように別枠で入るのか。いずれにしても、日本全体のエネルギーマネジメントということであれば、やはりそこをすくっていただきたいと思います。

○高村座長

指針はこれとしても、解説とかでできるだけわかりやすくして、広報していただきたいというご希望ですね。

中野オブザーバー、お願いいたします。お待たせしました。

○中野オブザーバー

ちょっと戻ってしまうんですが、この指針の別添の上のほうですけれども、非常にきちっと書いていただいて、特に何をやるかというところで「技術的かつ経済的に可能な範囲で」という表現と、それから、いわゆるエネルギーの使用の合理化に必ずしももたらさない措置については、エネルギー使用の合理化を著しく妨げることをないように留意すると、これは非常にわかりやすい表現だと思うんですが、ただ、その下の、例えば自家発電設備の活用というところで、(2)の発電専用設備の導入を検討するというふうになっておいて、これがこういうことを事業者に推奨するというか、勧めるのかというのが少しわかりにくくなっております。現実には、私ども鉄鋼の場合でも、こういう専用発電設備をつける場合がありますけれども、もちろん経済的に成り立つ場合はこれはやりますけれども、ここで多分言われているようなものは小規模の非常用の場合で、これは先ほどご説明がありましたけれども、普段はとまっている設備ですね。これはつけますけれども、こういう恒常的にピークセーブをするために、発電専用設備をつけるというチョイスというのはまずないと、我々のケースではそういうふうに思います。

ですから、そういう今ある設備体系があって、それに経済的な合理性を無視しても、ピークセーブの最大需要時間帯のピークを下げるための投資というものを、そのエネルギー原単位の悪いものを推奨するものでは、私はないと思うんですね、この法律というのは、そこが指針の中で少しわかりにくい。前書きのところに書いてあるのはそのとおりなんですけれども、そうは言いながら、そこになりますと検討することとなっていますし、発電に努めることというふうになっていますので、その辺の指針の趣旨としては、もう少しその辺をはっきり合理化に反するところまでの最大需要時間帯のピークセーブするための投資を積極的に推奨するものではないんじゃないかと思うんですけれども、もしそうであれば、もう少しそれをわかりやすく書いたほうがいいんじゃないか。ただ、事業者は当然ほかの理由によってつける場合はもちろんありますので、それは当然この指針に従ったようなものをつける。これは間違いないですけれどもというふうに思います。

○福田省エネ課長

今の点についてなんですけれども、まず経済的かつ技術的に可能な範囲でという前段のところについては、当然ながら全体にかかるというつもりで記載をしております。

では、この発電専用設備を導入するということが技術的、経済的にはもうないんじゃないかというご指摘につきましては、恐らくエネルギー多消費産業の皆様では多分もうこれからというのは相当大きな違いが出てこない限りないんじゃないかと想定されますけれども、現実には最近の電気料金の値上げに鑑みて、デマンド自体を減らすことによって、電気料金との関係で経済的メリ

ットがあるということで導入している例は実際にございます。そういう意味では、一々全部のパートで書いていくというのもあるんですが、当然ながら経済的、技術的に可能な範囲でという前提で各項目それぞれ列挙していることと、あと実際に実例はあったということを踏まえれば、このままというのも一つのやり方かなと考えております。

○高村座長

そのほかはよろしいでしょうか。

では、判治委員、お願いします。

○判治委員

もう一つ、別添の資料4の中ほどに記述された部分を確認したいんですが、先ほど中野オブザーバーがご指摘された少し上に出てくる告示に書かれた「電気需要平準化評価原単位を目標として」との記述部分ですが、これは現在ないと思いますがこれは新たに電気需要平準化評価原単位を現状の告示の中に、例えば年平均1%毎年下げるようなことが記載されるということと考えてよろしいでしょうか。

○福田省エネ課長

資料5のご説明で詳しく、これは何ぞやというところから入ることになりますので、ただ、今の資料にどう書いてあるかということをお取りしてお答えしますと、ご指摘のとおり、判断基準告示の中でこの電気需要平準化原単位、これにつきましても並列で書かせていただいて、1%ずつ改善するよというを同じように書いていくことの案になっております。

○高村座長

それでは、大体ご意見をお伺いしたということで、基本的にはこの形で、表現方法などを少し考えるとかいうことをご検討を進めていただきたいと思います。

(4) 電気の需要の平準化を勘案した判断基準等の見直しについて

○高村座長

続きまして、議題4、電気の需要の平準化を勘案した判断基準の見直しにつきまして、ご審議をいただきます。まずは事務局から資料で説明をお願いします。

○羽原省エネ課長補佐

「電気需要平準化を勘案した判断基準等の見直しについて」ということで、資料5に沿ってご説明させていただきたいと思います。

まず背景でございます。そもそもこちらの判断基準ですけれども、エネルギー消費原単位を中

長期的に見て年平均1%以上低減させることが定量的な目標として定められているほか、その目標を達成するために事業者が取り組むべき措置が規定されてございます。3番目の黒ポツですけれども、今般の改正を踏まえて、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境が、判断基準を定めるに当たって勘案すべき事項として追加されたことを受けて、判断基準の見直しを行うこととなります。

具体的な判断基準の見直しの方向性について、2. 以下で説明させていただきます。2. の(1)判断基準において見直すべき事項、こちらはエネルギー使用の合理化の目標の指標として、エネルギー消費原単位が定められていることを踏まえると、その算出方法を見直すことが適当であると考えております。

ページをめくっていただきまして、一番上でございます。なお、この場合であっても、従来の算出方法によって算出したエネルギー消費原単位については、事業者を継続性をもって評価するという観点から引き続き併せて報告を求めることが適当であると考えております。

ページを飛んでいただいて3ページ目でございます。それでは、具体的にその電気需要平準化に資する措置を評価するため、エネルギー消費原単位をどのように算出方法を見直すのかについてです。具体的には、電気需要平準化時間帯の電気使用量に、1より大きい定数「評価係数 α 」と呼ばせていただきます。こちらを乗ずることで、平準化時間帯の買電量に重みづけをしたエネルギー消費原単位、こちらは先ほどから出ておりますけれども、「電気需要平準化評価原単位」を用いる方法が考えられます。

3ページ目の下ですけれども、このように平準化時間帯の買電量を大きく評価することで、平準化時間帯の買電量を削減した場合、その削減量がほかの時間帯の削減量に比べて相対的に大きく評価されることとなります。ここで問題になってくる、この見直しの方向性についてはほかにも考え方があるかと思うのですが、現時点ではこの考え方に沿って、3以降で議論を進めさせていただければと思います。実際に1より大きい定数として、評価係数 α を掛けることとなりますが、そちらの評価係数 α の値について、どのような値を設定するのかについて3. 以降で説明させていただきます。

まずこちら評価係数 α の基本的な考え方でございます。2つございます。①として、事業者の電気需要平準化対策に資する措置を一定程度評価する観点から、実際に事業者がとった措置により生じたエネルギーのロス分を相殺する程度には、評価係数 α を大きい値にすることは望ましいと考えられます。他方、評価係数 α の値を過剰に大きくしてしまいますと、本来のエネルギーの使用の合理化が損なわれる可能性が出てきます。そのため、国全体でのエネルギー使用の合理化を阻害しない範囲内で評価係数 α を定める必要があると考えられます。この2つの考え方に沿っ

て、(2)以降で具体的な数値を求めさせていただきます。試算させていただきます。

まず、①の事業者の措置を一定程度評価する観点から、発生するエネルギーのロス分を相殺する程度に評価係数 α を大きな値にするという観点からの議論です。実際に事業者が平準化対策として用いる主な機器としては、①の2番目の黒ポツのところですが、コジェネ、モノジェネ、ガスヒーポン、吸収式冷温水機、蓄電池及び蓄熱式空調が挙げられます。このうちモノジェネ、蓄電池以外の機器については、基本的にはエネルギーの使用の合理化となるもしくはエネルギーの使用の合理化を阻害するものではないと考えられます。いずれにせよ、これらの機器のエネルギーのロス分を相殺することについては、評価係数 α を算出するに際して考慮する必要はないのではないかと考えられます。

6ページ目に飛んでいただけますでしょうか。6ページ目の中段、「一方」というところでございます。残りのモノジェネ及び蓄電池についてですが、こちらは事業者単位で見た場合には、エネルギーの使用の合理化になるとは言いがたいものとなっております。これらの機器のエネルギーのロス分を相殺する程度には評価係数 α を大きくする必要があると考えられます。例えばモノジェネです。モノジェネを導入した場合、モノジェネの発電効率、低いものでガスエンジンですと33%、ディーゼルエンジンで31%となっておりますが、こちらを用いた場合、系統電力を用いた場合と同等程度に評価するためには、系統電力の需要端熱効率36.1%と、モノジェネの発電効率の比をとって、評価係数 α を1.09もしくは1.16以上とする必要がございます。

また、蓄電池についても同様の考えでございますが、7ページ目のところでございますが、蓄電池、具体的に平準化に使える機器としましてはNAS電池、鉛蓄電池、リチウムイオン電池が挙げられます。こちらの発電効率76%、78%、85%となっておりますが、こちらの蓄電池を導入した場合、系統電力を用いた場合と同等程度以上に評価するという観点からいいますと、評価係数 α の値はシステム効率の逆数から算出して1.18、こちらはリチウムイオン電池の発電効率から求めております。また、NAS電池の発電効率から考慮した1.32以上とする必要はあると考えられます。

続きまして、我が国全体としてエネルギーの使用の合理化を阻害しない範囲内で評価係数 α を定めることについての具体的な検討でございます。②の2番目の黒ポツでございます。電力会社はおおむね経済合理性の観点から、結果として電気需要の増加に併せて発電効率のよい電源種から順次稼働させ、電気需要が高くなる電気需要平準化時間帯は、発電効率の悪い電源まで稼働させていると考えられます。したがって、電気需要平準化時間帯の発電効率は、それ以外の時間帯に比べて悪くなると考えられます。つまり、平準化時間帯において電気需要を削減することは、それ以外の時間帯と比較して多くの燃料の削減に資すると考えております。ただし、どの程度燃

料の使用を削減できるかにつきましては、平準化時間帯にどのような電源が電気需給の調整に用いられていると考えるかによって異なってきます。具体的な試算として3つの視点から求めたものが、それ以下に書かれています。

まず視点1でございます。電気を削減した時間帯、1時間当たりですね。その時間帯に発電している電源の構成割合で一律に調整しているとみなす場合です。このような観点から試算しますと、平準化時間帯の発電効率は35.73%、それ以外の時間帯の平均の発電効率が36.91%と試算されました。

ページをめくっていただいて、8ページ目の上段です。この発電効率の試算に基づいて考えますと、平準化時間帯の電気の使用の削減による燃料の使用の削減量は、平準化時間帯以外の時間帯と比較して1.03倍程度多くなると考えることができます。これが視点1の考え方でございます。

視点2の考え方でございます。1時間ごとに実際に発電量が変化した電源がどれかを特定することで、その電源を調整電源とみなす場合でございます。このような考えで試算した場合、平準化時間帯における平均の発電効率は27.88%、それ以外の時間帯における平均発電効率が36.61%と試算がされました。この考え方に基づきますと、平準化時間帯の燃料の使用の削減量は、それ以外の時間帯と比較して1.31倍程度に大きくなると考えることができます。以上は視点2でございます。

続きまして視点3でございます。平準化時間帯に調整した電源が全て揚水発電で調整されるとみなした場合でございます。揚水発電の発電効率が24.97%と試算されますので、その発電効率と平準化時間帯以外の時間帯の発電効率を比較して、燃料の使用の削減量は1.48倍程度多くなると考えることができます。以上が視点3です。

これまで①、また②の視点1から3の考え方に従って幾つかの α の目安を出してきたものですが、それらを全てプロットしたものが9ページ目の下の図2でございます。上段の青いところが、こちらが実際に事業者が電気需要平準化に資する取組を講じたときに、そのエネルギーのロス分を相殺する観点から α を定めたものです。こちらの観点からNAS電池を使った事業者をすくうということであれば、 α の値は1.32以上とすることが必要となります。さらに、下のところの我が国全体としてエネルギーの使用の合理化に資する範囲内で評価するという観点からいいますと、電源構成一律で考えた視点1の場合1.03、また、実際に稼働して前時間から変化した電源で考えた場合、視点2の場合1.31以下、また、全て揚水で調整したという場合、視点3の1.48以下となっております。これはそれぞればらばらとプロットされておりますが、おおむね1から1.5の間におさまっていると考えられます。

以上を踏まえ、総合的に評価すると、評価係数を1.3程度とすることが適切ではないでしょう

かというのが事務局の案でございます。

以上で資料5の説明を終わらせていただきます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、資料5の内容につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたらお願いしたいと思います。

山下委員、お願いいたします。

○山下委員

ありがとうございます。大変詳細な検討をいただきまして、相当よく勉強しないと理解できない、すぐにはわかりにくい指標かと思えます。一方で提示いただいた数字だけを拝見いたしますと1.3程度が適切ではないかという結論が何となく腑に落ちるんですが、2010年の値を使って算出されています。これはどういう年かということ、震災前のそれなりのバランスのとれた電源の中で、それなりにピークの立った年のデータを使っているということで、 α の意味合いが、今後ピーク対応が進んだときなどに見直しをする必要が出てくる可能性があるかなというふうに感じます。ここで言っている1.3という国全体での合理化に差し障りがないかという目安になるデータそのものが、若干易しい指標といいますか、大きめの α ということかなというふうに思われますので、今後この α の数字の定め方について、一体どういうところで見直しをするのか。これはしばらく固定なのかといった何か方針についてお考えがあるようでしたらお聞かせください。

○高村座長

数値の今後の定め方についてということですが。

○福田省エネ課長

ご指摘の点、全国のエネルギー量から算出した②のほうの視点は電源構成が変われば、また①のほうの発電効率のロス分というところも、これももし技術の進展があつたら当然前提が変わってくるものだと思います。

一方で、これで一旦決めた上で、その次の計算、これは実は係数を掛けるんですけども、ある年度の係数を掛けた計算値というのは、当然エネルギー消費原単位よりも係数掛けた分大きくなるのは自明でございまして、実はこの2つの比較ではなくて、それぞれについて前年との比較をしたときに、その差分がどうなるかというところが、係数を掛けたところの効果が大きくなるというところが、一つのみそになります。そうしますと、余り頻繁に変えてしまうと、今年の係数に従って、前の年、前の年、前の年と改めて計算して持ってきたということになりますので、冒頭の事業者の負担の問題というのもありますので、その点も考えながら、両方天秤にかけ

て、実際に見直すかどうかというのは判断していくべき、そういう数字かなというふうに現時点では考えております。

○高村座長

では、高橋オブザーバー、お願いします。

○高橋オブザーバー

私どものような業態は特殊なケースかもしれないですが、3ページのエネルギー消費原単位の考え方なんです。私どもはこういうような場合は、ショッピングセンターだとかショッピングモールだとかいうことで、テナントがたくさん入っております。エネルギー消費原単位を計算する場合には、テナントが使用している分は差し引いて、自分のところで管理しているエネルギー使用量を原油換算などしているわけです。ところが、こちらの下の新規のほうの平準化の評価原単位、これは受電が1本ですから、テナントが使用している、していないにかかわらずになると思うんですけども、このあたりはどういうふうに考えるんでしょうか。テナントを使用している部分は差し引くのか。どういうふうに考えていけばいいのか。そうすると、もし差し引かずに計算すると、新規の α は幾つになるにしろ、かなり大きな値になってしまうんですけども。

○羽原省エネ課長補佐

ちょっとご質問の趣旨をもしとり違えていたら申しわけございません。これまでもテナント側の電気使用量を除いて報告いただいていたと思うんですけども、こちらの新しい電気需要平準化評価原単位についても同様に、そこのところを除いて各事業者単位で報告をいただくということになるかと考えてございます。

○高橋オブザーバー

その時間帯の。

○羽原省エネ課長補佐

時間帯のです。それが無理であるのであれば、やはり何らかの代替措置というのを講じるということでございますので。

○高村座長

今のエネルギー消費原単位でも、恐らくテナントとオーナーの問題というのは生じておりますので、何らかの措置をとっていると思います。

○高橋オブザーバー

それは1年間分からテナントの分を差し引いて計算しているわけです。これを今度は時間帯ですよね。時間帯ではなくて、ある時間帯についての……

○福田省エネ課長

時間帯といっても、塊になりますので。

○高橋オブザーバー

そうですね。

○福田省エネ課長

だから、その分をテナントからお引きして差し引くという考え方がベースになりますけれども、今回代替措置までとったということを考えると、対応可能な措置というのは当然考えていくということになると思います。ちょっと具体的にその辺、実情も含めて調整させてもらえればと思います。

○高橋オブザーバー

私どもも、これは実際にどういうことに、どのくらいの手間がかかるものか考えてみます。

○高村座長

実際に施行する場合にいろいろ問題点などを挙げていただいて、あるいは報告書とも関係しますけれども、それでご意見をいただいてやりやすい形にすることにしたと思います。

ここで、主として係数についてはいかがでしょうか。この評価係数。大体1.3程度とするという案が出ておりますけれども……。

○判治委員

すみません。ちょっと確認したいんですが、もともとこの α 係数を掛けるやり方というのはもうありきということでございますか。要するに平準化すべき時間帯は先ほど議論した時間帯に設定し、取組の評価としては、その平準化時間帯で使った使用量を見かけ増やしておいて原単位を計算して報告する。それが対前年で1%ずつ減らすような努力を求めるというやり方ですけども、そもそもそれをやっても需要家の最大電力は必ずしも下がらない。要するにその時間帯の使用量は下がるかもわからないが、特定の時間のピークは下がらない可能性があると思います。

ところが、3・11以降問題になったのは、1時間とか2時間という需給バランスが非常に微妙な、今年も相当暑くて極めて予備率が低くなりましたけれども、ピーク時の需要をいかに減らすかということが問題であったのではと感じます。今回このような法律で定めても、負荷平準化時間帯の使用量は省エネになるかもしれませんが、特定時間のピークは削減にならないというふうに心配いたします。

従って、私にはなかなか法律上うまく読めるかどうかわかりませんが、事業者には少なくとも最大電力とその需要家の負荷率を報告していただき、この改善を求めるほうが事業者にとっても目標になるし、意味のあることではないかと思います。負荷平準化時間帯の最大電力はいくらだったのか、またこれは前年に対してどれだけ下げたのかについて負荷率とともに管理すれば、基

本料金は下がるしコストも下げられ、全体の需要のバランスの解消にもなるのではとちょっと単純に思ったわけでございます。

○木村省エネ・新エネ部長

今のお話、非常にある意味、正鵠を得たというか、そういうご指摘だとは思っています。

ただ、現行法というか、今回の改正法のつくりを見ていただくと、やはり5条の1項にその目標という言葉があって、これはあくまでもエネルギーの使用の合理化の目標でなければならないということで、ただ、これを定めるときには電気の需要も含めて考えてくださいというのが、今回の改正法の趣旨ではあるという、その限界があることは事実でございます。

したがって、今、判治委員がご指摘されたようなことを、仮に何がしかの目標として定めたり、あるいはそれを、報告を求めて、それについて具体的に比較するということになる、恐らく5条の1項ではなくて、2項のほうに何がしかが入ってくるのかなという気がするんです。ただ、2項のほうにはそういう目標的な記述がないんですね。だから、そこは、この法律は全体としてエネルギーの使用の合理化というのが非常に重要で、その中では電気の使用の平準化というのは読めない、だから例えば題名も「等」ということで並列にしているんだけど、全体の重要性からすると何となく主従の関係があるという、非常にそこはぬえのようところがございまして、その枠の中でやるということと、それから、5条の1項についていえば、やはりせっかく節電とかに取り組んでいただいている事業者に対して、いや、数字が悪くなった、どうなっているのという、それはないよねということで、もともと5条の1項というのは措置として入ってきた。だけれども、やる以上はやっぱいい施設を入れて、それを上手に運転してくださいということは当然求めていきたいということと併せて考えているので、ちょっとこういうようなつくりになっているということでご理解いただければ。だから、非常に正しいご指摘だとは思っていますけれども、それを現行法の中で賄うのは結構無理があるかなというのが、正直な事務局の今の見解ではございます。

○高村座長

よろしいでしょうか。ある時間帯で移すという考え方だということで、よろしく願いいたします。

○判治委員

そのときにやっぱり一番心配なのは、その α 係数が余りにも小さいと、従来事業者が30年にわたってやってきている原単位管理でさえ、いろいろな条件で振られ、例えば生産量は変わる、操業条件が変わる、勤務体制が変わる、生産品種が変わる。このように変動するわけですので、 α を掛けたからといって、その変動というのはなくならないと思います。今の原単位の報告でさえ

も、何で対前年に悪くなったという分析をして、報告をするのに結構大変なところをもってきて、さらに1.3倍なり1.5倍したものに對し、その理由を報告し、更に1%の改善を求めるということは、本当に事業者が対応できるのかという気がいたします。また負荷平準化対策はそんなに毎年いっぱいいろいろなものが出てくるとは思えないような心配もいたします。

○高村座長

では、係数としてはいかがでしょうか。評価係数。これを1.3にすることが適切ではないかという、この資料ですけれども、これをさらに上げるとか下げるとか、いろいろ難しいと思いますけれども。この値ということによろしいでしょうか。

では、この資料5の提案のように進めさせていただくことにし、この後はそれに基づいて検討を進めていただくという形にしたいと思います。

○中野オブザーバー

数値ではございません。これはもうコメントでございまして、特にあれではないんですけれども、鉄鋼業の場合、例えば東電管内ですと、昼間50万キロワットアワーを使っていますが、夜間は150万キロワットアワーで、もう目いっぱい実は夜間シフトをやっておりまして、先ほど判治委員からも出ましたけれども、これ以上のピークシフトというのは非常に、ネタが正直言ってない状況でございます。それは別に、だからさぼるということではないんですが、この方式でいきますと、初年度があつて、その次の年というふうにならずと当然ながら判断基準によりまして判断されていくわけですけれども、そのときに現状といいますか、過去の実績というものがあつて程度勘案されるというふうなことをぜひお願いしたいというふうに思います。

文章の中にどういふふうに入るか、これは非常に難しいのでお任せいたしますけれども、そういう精神でぜひ見ていただきたい。特に既存産業といいますか、エネルギー多消費のところはほとんどそういう状況だと思つたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○高村座長

これもやはり実際に実施する場合にいろいろな場合を考えてということではいかがでしょうか。

○福田省エネ課長

今、判治委員と中野オブザーバーから同じような指摘だつたと思うんですけれども、そもそも今回の改正というのが、やはりピーク対策というものは重要であらう。それをやっていったときに、省エネ法の規制ではだめだということになっていることをどうするかです。冒頭も、先ほど木村のほうからも申し上げましたけれども、そこのそごを解消することが目的でございますので、今回、負荷平準化の規定を入れたことによって、今までの説明にプラスアルファ、同じ

ような説明をして全部説明せいということになると、ちょっとその趣旨とは大分離れてきますので、あくまでも原単位は悪化したんだけど、電気負荷平準化のほうではここまでいったところで、ある意味、だったらいいじゃないかということにするような運用であるというところが、ずれていかないように、そこは運用上ちょっと注意したいと思いますので、ということだけ申し上げたいと思います。

(5) 定期報告書様式の変更について

○高村座長

それでは、続きまして議題5、定期報告書様式の変更について、ご審議をいただきます。

まずは資料6に基づきまして、事務局より説明をお願いします。

○羽原省エネ課長補佐

資料6に基づきまして、定期報告書の様式の変更についてご説明させていただきます。

まず背景でございます。2番目の黒ポツのところでございますが、従来の省エネ法では、事業者のエネルギーの使用の合理化に関する取組について、毎年度定期報告を求めているところでございます。このたび、改正がされたことを受けて、これまで資料3から5でご議論いただきました内容も踏まえて、定期報告書の様式、具体的にどのように変更になるのかについてご説明させていただきます。こちらですが、後ろに別添として定期報告書の変更様式がございますので、こちらに沿ってご説明させていただければと思います。

まず、別添の1ページ目、特定の第2表でございます。特定表とあと指定表がございます、こちらは全て特定表は事業者全体の評価の関係から報告いただいている様式となります。特定第2表は、事業者が使用したエネルギーの燃料種別を規定するものとなっております。

下のところを見ていただけますでしょうか。この赤字と青の網掛けのところの変更箇所となっております。これまで事業者から電気の使用量として、昼間買電及び夜間買電、こちらは昼間買電が8時～22時、夜間買電が22時から8時として、別々に報告いただいていたところでございます。今回の改正を受けて、この昼間買電の欄の中に「夏季・冬季における電気需要平準化時間帯」の買電量も報告いただくことといたします。

3ページ目に行っていただけますでしょうか。こちらは定期報告書の記入要領となっておりますが、その中の真ん中のところでございます。「なお」のところ。「なお、電気需要平準化時間帯の買電量が把握できない場合は、下表の期間における昼間の買電の量を電気需要平準化時間帯の使用量として報告してください。実際、代替措置を設ける場合にはこのような記載をし

てご記入いただくことになるかと思えます。

ページをめくっていただいて、4ページ目と5ページ目の特定第3表についてでございます。こちら、4ページ目のところが従来からある表でございますが、エネルギー消費原単位を算出するに当たっての表となります。今回、新しく電気需要平準化評価原単位も加わったことを受けて、5ページ目のところがございますが、新たに原単位の算出の欄を追加することとなります。実際に、現行の原単位との変更点でございますが、ポイントとしましては、左の青枠のところ、エネルギー使用量の隣に電気需要時間帯の買電量を持ってきて、さらに1個挟んでその隣で、評価係数 α を掛けて足した上での評価上のエネルギーの使用量というものを出し、さらに生産数量等で割ることで原単位を算出することとなっております。

続きまして、8ページ目の特定第4表に移っていただけますでしょうか。こちらは原単位の過去5年度間の変化状況について記載する欄となっております。上段のエネルギーの使用に係る原単位、従来からございます。今回の改正、新たな原単位の報告を受けて、その2として、電気需要平準化評価原単位の5年度間の報告欄も入れるようにいたします。

さらに、9ページ目の欄でございます。こちらは特定第5表ですが、こちらのエネルギー消費原単位が5年度間で、年平均1%以上改善できなかった場合、及び前年度に比べて改善できなかった場合の理由を記載する欄となっております。今回、両方の原単位を報告いただくこととなりますので、それぞれの改善できなかった理由について記載していただく観点から、2のほうにも電気需要平準化評価原単位の改善ができなかった理由についても記載する欄を設けております。

続きまして、11ページ目でございます。こちらは特定第9表となっております。もともとその他の措置として、事業者が自由に記載できる欄となっております。今回の改正を受けて、電気需要平準化に関する措置を講じた場合、その取組を定性的に記入できる欄として2のものを設けております。こちらは先ほどのご質問の中でございました、要は従来からエネルギー消費原単位の低減もしくはピークシフトなどに取り組んできた事業者の方々については、なかなか定量的には評価されないということでしたが、むしろそういった措置については、こちらの自由な記載欄のほうで規定していただくことで、実際の運用上、執行上評価できるようにしたいと考えております。

以上が特定表の説明でございます。

13ページ目以降が指定表の説明となりますが、特定表と同様の修正となっておりますので省かせていただきます。

以上で資料6の説明を終わります。

○高村座長

では、ただいまの説明に対しまして、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いしたいと思います。

脇オブザーバー、お願いします。

○脇オブザーバー

日本電機工業会の脇と申します。ご説明、ありがとうございました。

私どもも従来の原単位、それから、この新しい原単位の二本立てで管理していくということは支持させていただき、賛成でございます。ただし、一義的に全ての事業者に対して、その二本立てを強いるということについて、選択の余地がないのかどうかについてお聞きしたいというふうに思います。

その理由は、先ほど鉄鋼様からもありましたように、私どもの例えば半導体の製造はタイムシフト等が不可能な業種があること、及び先ほどご説明されたようにおおむね50%の事業者は特別に代替措置をやるわけですから、該当事業者にとってはなかなかメリットが見えない。2つの算出をすることに対するメリットがなかなか見えない中、その工数もばかにならないということから、冒頭申し上げましたように、新しい原単位の報告は選択制にするということではできないものかということをご質問したいと思います。

○高村座長

では、後からまとめてお答えしますので、少しお待ちください。

では、金子オブザーバー、お願いします。

○金子オブザーバー

日本ビルディング協会連合会の金子でございます。オフィスビルの場合は、ビルオーナーがビル単位としてのエネルギー報告と同時に、ビルに入居するテナントの報告義務に対応する場面も出てきます。その場合に中小ビルの場合は、なかなか細かな時間単位の計測ができないということがあります。先ほど碓氷さんのほうからも説明があったと思うんですけども、ビルは一旦電気を受け入れた後、子メーターという形で各テナントに配分しているものですが、その子メーターというのが賢いものでないと時間単位の計測というのがなかなかできないという状況になってきます。中小ビルでは多くの場合は、なかなかそこまでの情報提供は厳しい状況になってきます。

それで、その場合は、中小ビルに入居する報告義務者であるテナントが、例えば連鎖化のコンビニや飲食チェーンや、ATMなどは典型だと思うんですけども、そういった業種が入居する場合に、例えば数値が提供できないことから、仮にすべての使用量を昼間と見なしてくれとオーナーがお願いしても、同意していただけるものかどうか疑問であり、対応を迫られたときに、中小ビルのオーナーは苦慮することを憂慮している次第です。そういった場合に、電力使用量の把

握が困難な中小ビルのために、昼間と夜間の電力使用量を簡易に計算できるための計算方法を何か用意していただければと思います。ちなみに、私どものビル協会の会員のビルを調べたところ、BEMSの普及率で大型ビルは54%なのに対して中・小型ビルは11%というような状況でございますし、デマンドコントローラーに至っては大型ビル76%、中・小型ビル29%ということで、こういった計測インフラについては圧倒的に差がある状況でございます。そういったことも踏まえて、中小ビルにせっきやく大型のテナントが入っても、そういったことが懸念されて、逃げ出すことのないように配慮いただければと思います。

○高村座長

どうもありがとうございました。

では次に、片山オブザーバー、お願いします。

○片山オブザーバー

ありがとうございます。ちょっと細かな話ですが、13ページのこの表のところで、ここの夏季・冬季における電気需要平準化時間帯というのは、内数ということで括弧になっていると思います。ここは、先ほどの昼間の時間帯が α 倍されるとなった場合でも、事前に計算して増えた数値を入れるのではなくて、そのままの実績数値を入れれば良いという、そういうことでしょうか。(事務局より肯定のポーズ)

わかりました。その確認だけです。

○高村座長

この表の中にはそのままの数値を書くということで、原単位を計算するときだけ α 係数を掛けるということでございます。

では、碓氷オブザーバー、お願いします。

○碓氷オブザーバー

2点ですが、まず1点は13ページ、先ほどの指定表の部分でございますが、例えば電力の自由化の中でPPSがございますね。このPPSの扱いというのはどうするのか。PPSのほうが多分係数が低かったような気がしますので、今後その扱いはどうしていくのかというのが1点。

次に、先ほどの金子委員の話にもありましたが、例えば電気事業者側から昼と夜の電気使用量について、分けて事業者にそれぞれの数値を提出しているところがあります。これが柔軟な形になれば事業者も使用しやすい。なぜかといいますと、使用期間で例えば月初めから末日が基本のようですが、事業者によってはテナント請求の関係もあり25日から翌月25日など、企業によって変わっています。その仕組みが電気事業者側も柔軟に追従できて対応がとれれば、昼と夜の電気を分けられるところも増えてくるんじゃないかと思いましたので、柔軟な対応がとれるような、

検討をお願いします。

以上でございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。いろいろ実際の取り扱いに際してのご質問あるいはご意見をお伺いしたんですけれども、答えられる範囲でお願いします。

○羽原省エネ課長補佐

わかりました。まずPPSのところなんですけれども、PPSはご指摘のとおりでございます。従来は指定表のその他の欄のところに入っていました。ただし、こちら、前回改正のときはPPSの事業者、まだ普及がそこまで広くなかったものですから、その他と位置づけていたのですが、今回の改正を受けて、ちょうどいいタイミングなので、上の電気事業者のほうに入れております。こちら、系統電力の中に入ってしまうと、結局色がつけられないものですから、このような形で整理させていただければと思っております。

続きまして、先ほどご指摘いただいた実際のテナントの取り扱いでございますけれども、これまでも省エネ法上の定期報告においてそういった問題が生じていたかと考えております。そういったところについては、今度まさに制度をさらに細かく詰めていく上で、運用上どのようにしていけばいいかというところについて色々ご意見をいただきまして、従来の省エネ法の運用の措置にある程度沿った形で対応させていただくことを今のところ考えてございます。

さらに、両方の原単位を報告するのを選択制にできないかということでございます。まずこちらのエネルギー消費原単位を新しく定めましたが、ともにエネルギーの使用の合理化の観点からの目標となります。その上で両方管理していただいて、両方とも見ていただくということを今回新たに定めるところでございます。その上で、実際に報告いただいて、それらのうち片方が改善していれば、片方が悪化していた場合なども、ある程度その改善度合いとか悪化度合いに応じて考慮するというものです。さらにその年は新しい原単位は別に必要ないということがあったとしても、その次の年もしかしたら必要になってくるかもしれないというような状況がありますので、継続性をもって評価していく観点から、両方とも管理して報告いただくというのを考えてございます。

○高村座長

よろしいでしょうか。

○稲津オブザーバー

セメント協会の稲津です。今回の法改正の中で電力のピークシフトというところで、購入電力をピーク時間帯に下げるという趣旨だと思うんですけれども、工場によっては自家発電所を所有

している工場で、全量を自家発電所で賄って、かつ、その余剰電力を売っている工場が実際にあります。そういった工場について、ピーク時間帯に工場内の消費電力を抑えることで余剰電力がふえますので、その分電力会社に電気を売ることができる。そういった工場については、今回のフォーマットの中ではなかなか反映し切れていないかなというふうに思いまして、ちょっと今後その工場についても、その取組が反映できるようなことをご検討いただきたいなというふうに考えております。

○羽原省エネ課長補佐

売電についてだと思うんですけども、実際は今回考慮しておりません。なぜかといいますと、もちろん自家発電体系で余剰が出たということであれば、それを売っていただくということは実際、ピーク対策という観点からは非常に有効だとは考えているのですが、エネルギーの使用の合理化の法律ですので、実際に事業者がどのように効率的に生産活動をするのかどうかという観点から見ているもので、売電のところを見てしまうと、ある意味供給側の話になってきてしましまして、需要家側の話ではなくなってしまうので、そのところについては今回考慮しないようにというふうに考えてございます。

○福田省エネ課長

若干補足すると、確かに数値上評価するのは、趣旨上ちょっと難しいということは、今、羽原が答えておりますけれども、一方で例えば原単位が悪化した理由のところ、電力会社の要請でふやした結果だというふうに書いていただいても、なお、けしからんということはないと思しますので、そういったところで当面对応いただくとして、今の点はどうしたら全国のエネルギー需要を考えたときに整合的なのか。これはちょっとすぐというわけにいかないかもしれませんが、検討していきたいと思っております。

○高村座長

それではこの報告書について何か。

藤井オブザーバー。

○藤井オブザーバー

日本製紙連合会の藤井といいます。直接この法律とは関係ありませんけれども、電気料金の関係ですが、これまで夜間帯と昼間の電気料金の差がかなりあったので、自然と夜間帯の比率がふえて昼間が減ったんですけども、今回の値上げで自家発電のほうが安くなったということで、夜間帯でも自家発をふやして電力を減らしていると、そういう状況になっていますので、もっとコスト差をつけて、自然とピークシフトができるような形にしていいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○高村座長

では、お聞きしておくということで。

金子オブザーバー、お願いします。

○金子オブザーバー

すみません。先ほどの発言で少し補足させてください。

先ほど、BEMSの私どもの会員の普及率は、大型ビル54%、中・小型ビル11%。それから、デマンド制御システム、大型ビル76%、中・小型ビル29%という数字を紹介しましたが、この大型ビルであるかどうかの基準は延べ床面積2万5,000平米以上ということで、皆様がイメージしている中小ビルよりはるかに大きいものであり、一般の中小ビルより低い普及率になっておりますので、その点ご注意ください。

○高村座長

どうもありがとうございました。

日吉オブザーバー、お願いします。

○日吉オブザーバー

すみません。改めまして、食品産業の日吉でございます。

これは考え方の問題なんですけれども、14ページの原単位の1番、2番、あるんですけれども、法律の仕組みが必ずしもそうではないとわかってはいるんですけれども、本来であれば、例えば2の平準化を進めることによって、1の原単位が下がるとか、核となる部分をてこに全体が下がるというような、本来ではそういう考え方もあってしかるべきかなと思うんですね。ただ、多分今回は平準化、あるいはピークカットというのが目的ですので、恐らく1と2は矛盾することも出てくるのかなと思うんですね。その場合には、評価として、1がいつていけばいいのか。両方いつていなきやいけないんでしょうけれども、優先順位みたいなものが果たしてつけられるのかどうか。その辺をお聞きしたいなと思います。

○高村座長

この基本的な考え方で、いかがでしょうか。

○福田省エネ課長

ちょっとどのようなケースかによっても回答は若干違ってくるとは思うんですが、あくまでもエネルギー使用の合理化、全体を減らしていこうという中で、電気需要平準化対策をしたときもそれを評価していくということになりますので、そういう意味で申し上げますと、やはり1のほうをちゃんと減らしてもらおうのが原則であって、ただ、1が悪化した理由として実はピーク対策をやったからなんだというところであれば、それをちゃんと踏まえていくと、こういうことになる

かと思えます。

○高村座長

それでは、基本的にはこの報告書の形式で進めさせていただくことにします。ただし、一つの報告書で、非常に広い範囲の業種、また小さいところから大きいところまで非常に広範囲に覆っておりますので、いろいろ問題がおありかと思えますけれども、そのときにはまたご相談するというにさせていただきたいと思えます。

(6) 荷主に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する措置について

○高村座長

それでは最後、議題6、荷主に係る電気の需要の平準化に関する措置について、ご審議いただきます。資料7に基づいて、事務局から説明をお願いします。

○羽原省エネ課長補佐

電気需要平準化に関し、事業者、荷主が取り組むべき措置に関する指針についてです。

今般、運輸部門についても電気需要平準化の措置が追加されたことを受けて、経産大臣及び国交大臣が、荷主が取り組むべき措置に関する指針を定め公表することとなりました。背景の2番目の黒ポツですけれども、事業者が取り組むべき措置として、本指針に定める事項としましては「1 電気需要平準化時間帯からそれ以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置」及び「その他荷主が取り組むべき措置」を規定することとなっております。1及び2の具体的な内容につきましては、本日ご検討いただきました工場・事業場に関する指針の内容も踏まえつつ、検討する必要があると考えております。

続きまして、指針に定める事項でございます。まず指針の構成ですが、工場の指針と同様、まず「前段」、1として、「電気を使用した貨物の輸送時間の変更のための措置」及び「その他荷主が取り組むべき措置」の3つの構成とすることを基本として、内容を定めることを中心に検討を進めていきます。

前段でございます。工場と同じでございますが、まず前段において、特に重要かつ共通的な事項について定めることといたします。具体的には、平準化に資する措置とエネルギー使用の合理化の関係について規定した上で、さらに電気需要平準化時間帯についても規定させていただきます。さらに最後のところとして、留意事項についても規定させていただきます。

続きまして、具体的な措置でございます。電気を使用した貨物の輸送に関して、その輸送時間の変更をするための措置及び2のその他の措置についてですが、こちらの具体的な措置について

は現在検討中でございますが、国交省において検討している運輸事業者にかかる措置の内容を踏まえて規定することといたします。むしろこちらのところについて、ご議論、ご指摘がございましたら、ご意見いただければと思います。

以上で資料7の説明を終わらせていただきます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いしたいと思います。直接ご関係が深いのは北野オブザーバーでしょうか。何かありましたらお願いします。

○北野オブザーバー

では1点だけ。基本的には、私ども民営鉄道協会は貨物輸送ではなくて旅客輸送を実施している会社の団体なものですから、直接的には関係はないんですけども、ここで書かれているように、荷主さんが協力していただけないとピークがずれない、ずらすことができないというふうな趣旨から、この荷主に対する指針というのを今お考えいただいているのは、これは貨物輸送としてもありがたいことだと思っております。ただ、私どもの民鉄事業者の中でいきますと、荷主に当たるのは個々の利用者でありまして、それは実は日本の国内産業を支える方であったり、一般生活を支える方がその荷主になるわけでありまして、その方々のニーズというのを、この荷主さんと同じように電力をシフトするために変えることができるかという話になりますとなかなか難しいということで、以前の省エネ部会の中のご議論の中でも、私どもの前の技術委員長からお話をさせていただいたところであります。

基本的に鉄道のピークというのは特に、例えば会社の従業員を運ぶものでありますので、運び終わったところから電力がどんどん日本全体としてはふえていくということでありまして、もともとは大きなピークの中には入っていないということが、特に旅客事業の場合はそうでありまして、帰りこそ若干分散した形で、平準化された形で電力を使用していきますけれども、まず余りピークとはぶつからないというふうな考え方がありますし、先ほども申しましたように、例えば企業が時差通勤を打ち出していただければ、当然鉄道はそれに見合って需要が移ったときには、そこに電力需要のピークがずれていくことになるんですけども、勝手に鉄道会社が2時間早目に列車を走らせたからといって、企業の皆様方がそれをシフトしない限りは、逆に今度は労働者の方が2時間ばけっと待っているだけという話になってしまいますので、なかなか鉄道側から時間を移していくというのは難しいというふうなことをご理解いただければというふうに思っております。

いずれにしても、鉄道はそういったピークシフトというよりは、むしろ全体的な省エネ化

のために効率のいい電車を入れてみたりとかして、いろいろ努力させていただいておりますので、今回のご議論の中ではその一般的な原単位の減少と、先ほどの平準化のための評価というものを2つ仮に比べてみたら、やっぱり原単位のほうが大事ですよというふうなお話もいただいておりますので、とても心強いといえますか、ちょっと平準化にはなかなか鉄道はなじまないものから、どうなるのかなというふうな心配な中で本日ここに出席させていただきましたけれども、先ほどのようなご説明を聞いて、少しほっとしております。どうもありがとうございました。

○高村座長

どうもありがとうございました。

では、高橋オブザーバー、お願いします。

○高橋オブザーバー

単純な質問です。この電気を使用した貨物の輸送、今お話がありましたように、鉄道を利用することだけを対象としていると考えてよろしいでしょうか。例えば将来、電気自動車トラックだとか、その充電をどうするかとか、充電の時間帯をどうするかとか。実は私も、所有施設で電気自動車の充電器を置いているところがあるんですが、ピーク時間と重なるときどうするかということが今話題になってきているんですけれども、ということで、ここで規定しているのはあくまでも鉄道だけかどうかということをお聞きしたいです。

○福田省エネ課長

法律上はほぼこの資料に書いてあるとおりのことが書いてありますので、決して鉄道のみとは記載されておりません。実はこれは今、羽原からご説明したとおり、まだ検討途上になっておりまして、その中ではメインでまず鉄道だろう、貨物ということになると。電気を使っているものということになると。次に電気自動車というのが出てくるんだけど、まさにご指摘いただいたように、平準化時間帯にできるだけ充電しないようにしてくださいというのがはまるのか、はまらないのか。ちょっとそんな話を少し議論していかないといけないなというふうに思っております。また、それはフィージブルかどうかというのがありますし、また指針に書くに適したほどの普及状況なのか。今後の見通しというところも踏まえて考えていきたいと思っております。

あと、北野オブザーバーからご指摘いただいた点なんですけれども、これは荷主と貨物事業者と、確かに非常にバランスが難しいところがありまして、メインで顧客が荷主だということを考えると、恐らく貨物事業者の立場からすると、荷主の了解を得ないということになりますし、逆に荷主という、ここにお集まりのオブザーバーの方々ほとんどということになりますので、そちらから個別にこういうことをしようというのを集めるのも難しいでしょうし、そういう意味では双方がこういうことができる。あるいはしようと思ったんだけど、何とか了解できない

かというところをうまくすり合わせていって、両方で協力した形の指針がつかれるというのがベストだと思っています。そういう形になれるように、議論していきたいと思っています。

○高村座長

このほか、いかがでしょうか。

どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員

今のこの荷主が輸送にかかわる電気を平準化しようという話であるならば、荷主の側が、先ほどこちっと人のお話をなさったのですが、これは貨物と書いているので、事業者が物を運ぶときに鉄道にして、しかも自分たちは昼間じゃなくて夜間走ってほしいというふうなオーダーをすれば、それは荷主が評価されるということですか。先ほどの工場の話とも全く別の話だろうとは思いますが、物の一生というか、ライフサイクル全体を考えると、物の移動というのは必ず物の中にLCA的には入ってこないといけません。そのときに荷主が鉄道を使って輸送して、それもしかも夜間に発送してくれともしオーダーすれば、それは誰を評価してくれるのかがよくわからなくて、鉄道会社を評価するのか。荷主がそういう評価をしてもらえれば、意味があるような気が私はするんですけれども、その辺りがよく見えていなくてすみません。そういうことを聞きたいと思ったんです。

○福田省エネ課長

ご指摘の点なども含めて、大変難しいところなんです。この法律のたてつけからいうと、基本的にその努力義務がオーバーオールにかかっているのは、エネルギーを消費する事業者ということになりますので、多分、今のケースですと、荷主からの依頼を受けたとはいえ、やはり貨物事業者がどうやって原単位を下げるかという、そういうことになると思います。ただ、それだけ貨物業者に押しつけても何ら進まないの、この荷主に対する判断基準というのがエネルギーのほうでもできていますので、それと並行して今回のピークシフトについても、電気需要平準化についても考えていくという、そういう構造かと思えます。

○高村座長

そのほかいかがでしょうか。

では今いただいたようなご意見を入れながら検討を進めるということにさせていただきたいと思えます。

これで全ての議題が終わりました。今日は省エネ法の改正に伴う我が国の電気の需要の平準化を図るために、工場・事業場に係る措置につきまして、3つの柱である、平準化の時間帯の設定、それに関する指針、評価方法、及び荷主の電気の需要の平準化についてご審議いただいたわけで

すけれども、そのうちの大きな柱である時間帯につきましては、夜間と昼間の現状の時間帯、それが事業者の負担を減らすという意味からも、一番妥当ではないかということで、8時～22時を平準化時間帯とするということで検討を進めさせていただくことにします。

それから、指針については内容的にはいろいろご指摘の点もありましたけれども、基本的にはあの形で進めさせていただく。それから、評価方法につきましては、こちらから提案いたしました1.3という値、これで進めさせていただくということが決まったわけですが、よろしいでしょうか。

それでは、このような形で今後、皆様からいただいた意見など入れながら、中間取りまとめの作業に入らせていただくということになります。

このあとは事務局から今後の進め方について、説明をお願いいたします。

明田オブザーバー。

○明田オブザーバー

電事連の明田と申します。ちょっと1点だけ、全体を通してということでコメントさせていただきます。申しわけございません。ちょっと遮ってしまいまして。

私ども電気事業連合会として、今回、全体のご議論をお聞きしておりまして、本当に改めて電気の需給状況の逼迫ということが、皆様へのご迷惑をおかけして、こういった先ほどからもありました法的な形で省エネ法のほうでも整合をとるような形で措置をとっていただいているということで、その原因になっている需給状況の逼迫状況で多大なご迷惑をかけていることに対して、まずおわび申し上げたいということと、それから、いろいろな形でご苦勞、きょうもご議論がありましたご苦勞をされて節電をしていただいていることに対して、多大なご苦勞をいただいております、お礼申し上げたいということがございまして、それとそういうことをもとにして、今の省エネ法、こういうたてつけで今なっている中で、先ほどからご議論がありますように、皆様方、大変この省エネ法のたてつけにすることによる、いろいろなまた新たなご負担もふえているような状況かとは思っております。そういう意味で、私ども、この法の中にも需給状況の変動を見て、今後見直していくというような規定も入っているというふうに理解しておりますので、そういった意味でまずその前提となる需給状況を、何とか逼迫を解消して、皆さんに安心して、逼迫解消すると電気そのものも恐らく効率のよいものをご提供できるんじゃないかと、このように考えておりますので、そういうふうに努力してまいりたいと思っておりますので、またこういった法のお助けを借りないような状況にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。すみません。以上、コメントでございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、あとは今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○福田省エネ課長

本日は、若干長時間でしたが、皆様のご協力で少し省時間できたなというふうに思います。

本日、ご議論いただいて、いろいろな指摘をいただきました。変更すべきところ、検討を深めるところというのもあったと思いますので、特にきょうのお話ですと、チェーンストアの部分をどうするかとか、あるいはテナント関係のところをどう扱うか。この点は今後、個別にもご相談させていただきたいと思っておりますし、また、こうしたほうがいいんじゃないかという、もし提案がありましたら、ぜひいただければと思います。

こういった点を踏まえまして、今後のスケジュールでございますけれども、ご意見等を踏まえて、10月上旬にもう一度このワーキンググループを開催したいと思っております。ここではできれば中間取りまとめという形でまとめさせていただき、そこで出てきたご意見を踏まえて了承いただければ、その後、パブリックコメント、その他必要なプロセスを踏んで、年内にはルール化ということにして、年を明けたら3カ月間の周知期間をもって、来年度から施行していきたいということを考えてございます。ぜひご協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

具体的な日程については、改めて事務局のほうから個別にご相談させていただきます。

3. 閉会

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは本日のワーキンググループは、これで閉会いたします。皆様のご協力によりまして、活発なご意見をいただきながらも時間は予定より30分早く終わりました。どうもありがとうございました。

— 了 —

問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課

電話：03-3501-9726

F A X : 03-3580-8439